

ロシア連邦——ロシア連邦主体間の 条約関係の法規制について

On the Legal Regulations of Treaties between
Russian Federation and Its Subjects

小 杉 末 吉*

目 次

1. はじめに
2. 1994年2月以降の権限区分条約過程
3. 大統領令による規制
4. 連邦法による規制（1999年の2つの連邦法）
5. おわりに

1. はじめに

1991年ソ連邦崩壊後のロシア連邦において、この過程で醸成されたロシア連邦内構成主体、とりわけ共和国の遠心化傾向は、新生ロシア連邦に対して連邦制の維持及びロシア連邦の領土的一体性の確保という問題を焦眉の課題として提起することになった。この課題を果たしつつ、他方で地方（連邦主体）の主権性・自立性を尊重することを目的として、当時のエリツィン政権は、条約による新たな連邦関係を構築することで対応しようとした。1992年3月に締結された3つのカテゴリー別連邦主体との「連邦条約」や、この条約を締結しないタタルスタン共和国と1994年2月に結んだ個別の権限区分条約は、その現れであった¹⁾。これらの条約締結によ

* 所員・中央大学法学部教授

り、所期の目的は達成されたかに見えたが、タタルスタン共和国との個別権限区分条約の締結、1994～1998年に他の連邦主体にも波及した個別権限区分条約過程は、当初の問題をより鮮明に浮き上がらせ、いわば行き過ぎた遠心化(地方優位)とロシア連邦の弱体化をもたらした。エリツイン政権は、改めてこの問題の解決に取り組まざるを得なくなった。そして、その方向性としてとられたのが、1993年の憲法制定後も連邦主体との個別権限区分条約に基づく連邦関係を尊重する立場を前提にして、この条約関係を連邦憲法及び連邦法の規制のもとに置くという方針であった。この方針は、2000年代初めのいわゆるプーチン連邦改革過程の中で仕上げられていくことになる²⁾。しかし、このような規制方針は、連邦憲法・連邦法に

- 1) 1994年のロシア連邦とタタルスタン共和国との間の権限区分条約については、拙稿「一九九四年ロシア連邦—タタルスタン共和国権限区分条約論—交渉過程を焦点に据えて—(一)(二)(三・完)」(『法学新報』第117巻第3・4号、同5・6号、同9・10号)参照。なお、用語法の問題として、本論文では、「権限 **компетенция**」, 「管轄対象 **предмет ведения**」, 及び「権能 **полномочие**」については、「権限」=「管轄対象」+「権能」の意味的關係のもとに使用する。従って、本稿で一般的概念として用いる「権限区分条約」とは、「管轄対象及び権限の区分に関する条約」と同義である。ところで、上記1994年条約では「管轄対象の区分 [**разграничение**] 及び権能の「相互委譲 [**взаимное делегирование**]」という表現が使われているが、断りのないかぎり「権限区分条約」と表記する(なお、「権限区分条約」を「権限分割条約」と表記する論者もある。中馬瑞貴「ロシアの連邦中央とタタルスタン共和国との間の権限分割条約」『外国の立法』232(2007年6月)号参照)。
- 2) 2000年6月の連邦管区創設に始まるその後の一連の連邦改革について、本稿では主題との関連でのみ触れるにとどめ、直接の検討対象とはしない。なお、**М. Григич-Золотарева (М. В. Глигич-Золотарева)** は、プーチン連邦改革を総括して、①法体系への補完性原理の導入の試み、②権限の集権化、③いわゆる「自主権能 **добровольное полномочие**」(共同管轄対象について、連邦主体が独自予算で執行する権能)の導入、④垂直的権力構造の強化、⑤複合的連邦主体における権限の再配分といった点を指摘しながら、過度の集権化の是正、地域への実効的権限委譲などの必要性を述べる(см. **М. В. Глигич-Золотарева, Теория и практик федерализма: системный**

よる連邦関係の構築という大方針のもとで、条約の意義を失わせることとなり、既存の権限区分条約破棄の過程が進行した。こうした中で、唯一タタルスタン共和国は2007年に新たな権限区分条約（「権能区分条約」）を連邦と締結することができた。それは何故か。またこのことは、1994年権限区分条約の歴史の延長線上で如何に考えたら良いのであろうか。

本稿は、以上の問題関心のもとに、1990年代のエリツィン時代が上記の権限区分条約締結過程に如何なる対応をとったのか、換言すれば、この行き過ぎた遠心化の過程に如何なる規制の枠をはめていったのかを検討する。より具体的には、エリツィン政権がこの過程で締結された権限区分条約に関してとった規制のメカニズムについて検討することである。この問題を検討することにより、タタルスタン共和国が2007年に連邦中央との間に改めて権限区分条約を締結したことの法的・政治的意義を理解する手掛かりが得られるものと考えらる。

以下では、第一に、前提問題として1994～1998年におけるロシア連邦と一連の連邦主体との間で締結された権限区分条約過程、第二に、この行き過ぎた過程を押しとどめるためにまずとられた大統領令による条約規制、そして第三に、その仕上げとして1999年に制定された2つの連邦法による条約規制、の3点を論点として取り上げ、それぞれ章立てを行って検討していく。

2. 1994年2月以降の権限区分条約過程

タタルスタン共和国との条約締結以降、連邦中央と連邦主体との権限区分条約交渉は1990年代後半まで続けられ、その結果、論文未付表に示されるように全部で46連邦主体との間に42の条約が締結された³⁾。この締結

подход. Новосибирск: “НАУКА”. 2009, стр. 458-474)。

3) 42の条約以外に、筆者の管見する限り、1996年5月26日に、締結に至らなかったがチェチェン共和国との権限条約案（全25条）が連邦大統領令として正式に採択された（《Собрание законодательства РФ》，1996г., No. 23, ст.

過程を見ると、主として1994～1995年の共和国主体との条約交渉段階（タタルスタン共和国との条約を含め7条約）と、1996年1月以降から1998年までの州・地方その他の連邦主体との条約交渉段階（35条約）との2つの段階に分けることができる⁴⁾。その際、これらの段階の特徴をなす政治的=外在的要因、これらの過程で締結された各条約の内容の比較検討、さらにはこれらの段階において連邦中央がとった対応策、といった一連の問題は、それ自体として検討すべき重要な課題となるが、以下では指摘するにとどめる。

第一段階は、連邦中央がとりわけソ連崩壊以降ロシアにおける憲法改革と新たな国家（連邦）構造の確立という喫緊の問題に取り組む中で、主として共和国の協力を必要としたことがあげられる。この点について、B. イヴァーノフ（В. В. Иванов）によれば、1992～1996年において、連邦中央は、1992年のショック療法による経済自由化、1993～1994年の憲法改革と新たな国家（連邦）構造の確立、1995～1996年の「チェチェン戦争」

2751.)。またヴラジーミル州に関して、1996年6月3日に、権限区分条約案（全17条）が州行政府長決定として採択され、同州より連邦中央への送付手続きがとられた（決定及び条約テキストについて、http://zakon.scli.ru/ru/legal_texts/legislation_RF/index.php?do4=document&id4=12c05b0c0aae42a0b314b042964297e [31/03/2013]）。さらにハカーシヤ共和国では、1997年3月、現政府は条約の意義を認めないという立場から、前政権が準備してモスクワに送付した権限区分条約案を戻したとの報道がなされている（*см. «Восточно-Сибирская правда», 10 марта 10/330238* [31/03/2013]）。なお、この間締結された権限区分条約（サラトフ、アムール、ヴォーロネジ、イヴァーノヴォ、キーロフ州の5州を除く）の比較分析について、中馬瑞貴「ロシアの中央・地方関係をめぐる政治過程—権限分割条約の包括的な分析を例に—」『スラブ研究』, No.56 (2009) 参照。

- 4) 1996年以降の段階においてもコーミ、チュヴァーシ、及びマリー・エルの3共和国が条約を締結している。*См. А. Н. Алинин, Проблемы развития российской государственности в конце XX века в кни. Федерализм власти и власть федерализма. М. 1997, стр. 82.* なお、この論文は、1994～1997年（夏頃）において締結された条約を対象としている。

により課せられたエリツイン政権独自の政治的試練といった問題に直面していた⁵⁾。これらの問題状況は連邦中央とタタルスタン共和国との間の条約の影響もあって、一連の連邦主体に独自の条約締結を指向させ、連邦憲法及び連邦条約の規定にかかわらず、自らに有利なかたちでの条約を締結させることになった。たとえば、カバルジノ—バルカリーヤ共和国は1994年7月1日の条約で、ロシア連邦を構成する国家と自己規定したうえで、共和国管轄に関しては連邦憲法が連邦管轄及び共同管轄としていない「その他の管轄対象及び権能」、共同管轄には「補足的協定に基づいて相互の取り決めにより定められるその他の管轄対象」を含めさせた⁶⁾。またバシコルトスタン共和国は、1994年8月3日の条約において、ロシア連邦を構成する「主権的国家」(第1条)と規定して、その主権性を連邦中央に認めさせるとともに、共和国管轄に関しては連邦管轄及び共同管轄にかかわらない「その他の管轄対象及び権能」(第3条第18号)とし、共同管轄の範囲については「相互の取り決めにより定められるその他の管轄対象及び権能」(第4条第15号)とした⁷⁾。

第二段階は、主として地方・州の共和国との平等化の過程であった⁸⁾。こうした新たな条約交渉段階をもたらす契機となったのは、1995年12月の国家会議選挙(共産党が第一党を占めた)や翌1996年6月(及び7月)の大統領選挙(エリツイン大統領は7月の決選投票で再選された)といった選挙要因であり、これら選挙キャンペーンにおいて、権限区分条約は、連邦中央=エリツイン政権の政治手段として利用されたのであった⁹⁾。他方

5) См. В. В. Иванов, *Российский федерализм и внутригосударственная договорная политика*. Красноярск: Красноярский государственный университет. 1997, стр. 14.

6) 条約テキストについて、《Российская газета》, 2 июля 1994 г.

7) 条約テキストについて、《Российская газета》, 4 августа 1994 г.

8) См. А. Н. Алинин, *указ. соч.*, стр. 82.

9) См. *Асимметричная федерация: взгляд из центра, республик и областей*. М.: ИИСРАН, 1998, стр. 40. なお、国家会議及び大統領選挙と権限区分条約との関連について、上野俊彦「第二章 プーチン政権下の連邦制度

で、このことは、行政・地域的単位である州、地方などの連邦主体にしてみれば、共和国と同様、条約締結により自らの権限を要求する好機となったことはいうまでもない。連邦中央が1996年1月12日にスヴェルドロフスク州とカーニングラード州とそれぞれ締結した権限区分条約はその嚆矢となった¹⁰⁾。管轄規定に関してスヴェルドロフスク州との条約を見ると、連邦管轄については全く規定されず（連邦憲法第71条が適用されることになる）、また共和国管轄については個別的権限として規定されず、連邦管轄及び共同管轄を除き「国家権力の全権」を有するという表現において、「全権」の中に含めるかたちになっている（条約第1条第2項。ちなみに、この表現形式は連邦憲法第73条の規定と同じである）。共同管轄については、連邦憲法第72条の定める14の共同管轄以外に、8つの管轄対象が具体的に定められた（条約第2条）。共同管轄数が少ない点は、州の国有財産の占有、利用及び処分の問題、州内の自然資源の区分、州の徴税権、国際的・対外経済的交流への自主参加、といった諸問題が別個に規定されていることで補填されている。カーニングラード州との条約について見ると、共和国管轄及び連邦管轄については何らの定めを置かず（従って、連邦管轄は、連邦憲法第71条に、また共和国管轄は同第73条によることになる）、共同管轄についてのみ、連邦憲法上の共同管轄に加えて11の

改革と行政改革」（平成15年度外務省委託研究報告書『プーチン大統領の進める焦眉の制度改革（政治面）』[2004年2月]: http://www2.jiia.or.jp/pdf/russia_centre/h16_putin/04_ueno.pdf [31/03/2013]）、6-7頁参照。

- 10) カーニングラード州との条約テキスト及びスヴェルドロフスク州との条約テキストについて、**см. Федерализм власти и власть федерализма, ст р. 308-313 и 313-319.** なお、オレンブルグ州が1995年12月9日に連邦政府と5つの分野（経済問題、農工複合体、州内の土地資源の占有・利用・処分、国際的・対外経済的連携、防衛産業）における政府間協定を結んでいたことは、それが「権限区分条約に基づく」ものとされているにもかかわらず、その締結（1996年1月30日）の前である点で注目される。この個別問題に関する連邦政府との権能区分協定化は、その後、他の州に波及することになる（その際、権限区分条約締結と同時にその後に締結されるのが通常である）。

個別共同管轄を規定した。それとともに重要なことは、カリーニングラード州の飛び地という地理的特性に伴い、州の市民や経済主体の「経済的損失」を補償するために連邦国家権力機関がとるべき一連の具体的措置を定めていることである（条約第2条）。

3. 大統領令による規制

すでに述べたように、1994年2月のタタルスタン共和国との権限区分条約締結以降、他の一連の連邦主体（最初は共和国、次いでその他の連邦主体）も連邦中央と同様の条約の締結を指向するようになり、エリツイン指導部による大統領選挙対策といった政治的理由もあって、条約プロセスが進展した。エリツイン政権は、進行中の条約過程をともかくも法により枠付ける必要性（すなわち、法規制の必要性）を認識し、タタルスタン共和国との条約交渉及びその結果たる条約をモデルとしつつ、今後の条約交渉を連邦憲法及び連邦法で枠付け（規制）するような権限区分条約規制法を制定することで解決しようとしていた。まさにそれが、1995年7月の国家会議で審議された大統領法案（「ロシア連邦国家権力機関とロシア連邦主体国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分についての原則及び手続きに関する連邦法律案 **Проект федерального закона об общих началах разграничения предметов ведения и полномочий между органами государственной власти Российской Федерации и органами государственной власти субъектов Российской Федерации**」）であった。しかしながら、タタルスタン共和国との条約を模範とする権限区分（配分）の原則及び手続きの立法化については、連邦の利益を損ね、国家的一体性を弱め、ひいては連邦を壊しかねないなどといった批判を受け、実際、上記大統領案も否決されてしまった¹¹⁾。エリツイン政権は、議会の抵抗が強いことから法案制定が当面見込めないことに直面した結果、

11) 1995年7月13日の国家会議第1期第3会期の会議において、エリツイン大統領

領提案の法案は否決された（出席代議員450名中、賛成142、反対23、棄権2、無投票283で、賛成票（31%）が出席代議員の過半数を占めなかった。Государственная Дума. Стенограмма заседания 13 июля 1995 г.: <http://transcript.duma.gov.ru/node/3030/> [31/03/2013]）。これは、投票後、議長が担当委員会に対して政府と協議して採択されるような法案を準備するよう提案するという異例の結果であったといえる。こうした異例さは、7月21日の会議で、議長が改めて採決を求めたことにも示されたが、ここでも法案は否決された（今回も、出席代議員450名中、賛成176、反対11、棄権6、無投票257で、賛成票が若干増えたが、賛成票（39.1%）が出席代議員の過半数を占めなかったため否決された。Государственная Дума. Стенограмма заседания 21 июля 1995 г.: <http://transcript.duma.gov.ru/node/3022/> [31/03/2013]）。大統領提案の法案はその後、11月に国家会議評議会の審議にゆだねられることになったが、本会議で審議された形跡はない。そして、1996年5月23日の会議でコーテンコフ国家会議大統領全権代表が改めて連邦中央と連邦主体との権限区分に関する連邦法の制定の必要性を訴えた（Государственная Дума. Стенограмма заседания 23 мая 1996 г.: <http://transcript.duma.gov.ru/node/2933/> [31/03/2013]）後、大統領提案法案と同一名称の法案が議員立法（С. В. Антуфьев, А. П. Сычев）として7月18日の国家会議に提出され、第一読会で採択された（Государственная Дума. Стенограмма заседания 18 июля 1996 г.: <http://transcript.duma.gov.ru/node/2903/> [31/03/2013]）。法案は第二読会での審議を11月に予定されたが、実際に審議されたのは12月25日の会議であった。法案は、この会議において第二読会で採択され、翌年2月12日の会議で第三読会で採択されるはずであったが、改めて第二読会での審議に差し戻されることになった（Государственная Дума. Стенограмма заседания 12 февраля 1997 г.: <http://transcript.duma.gov.ru/node/2819/> [31/03/2013]）。そして、法案は1997年1月に第二読会の審議のため国家会議評議会に提出された後、4月16日の会議で審議され採択された（《Собрание законодательства Российской Федерации》, 1997, No.17, ст. 1958）。この場で、Л. ルイーセンコ（В. Н. Лысенко）は法案担当委員会である連邦及び地域政策委員会を代表して、この間の修正作業を経て今回提案された法案は、第一に条約（及び協定）に対する連邦憲法及び連邦法の優越を定め、第二に既存の条約に対しては三ヶ月以内に本法律との調整（一致）を義務づけ、そして第三に連邦主体代表機関及び連邦議会による条約承認手続きを導入することによって条約プロセスを代表機関のコントロール下に置くことを可能にする、と説明した（Государственная Дума. Стенограмма заседания 16 ап.

大統領令や内閣決定といった行政立法による規制に頼らざるを得なくなった¹²⁾。

もっとも、こうした行政立法による規制の指向については、すでにタタルスタン共和国との二国間条約交渉の最終段階においてエリツィン大統領が提起していた。すなわち、1994年2月、連邦政府のもとにС. Шафラーイ (С. М. Шахрай) 民族・地域政策相を長とする「連邦執行権力機関とロシア連邦主体執行権力機関の間の権能区分に関する委員会」が設置されたが、これは1994年1月10日付ロシア連邦大統領令「連邦執行権力機関の構造について」を実施し、また連邦執行権力機関とロシア連邦主体執行権力機関の間の権能区分に関する提案を作成することを目的とし、また1994年以降のロシア連邦における新たな連邦関係を条約に基づいて構築するという構想(条約に基づく連邦関係)を検討する役割を担うものとされていたからである¹³⁾。さらにタタルスタン共和国との条約締結後の7月20日には、他の一連の連邦主体との条約締結交渉が具体化する中で、「連邦の国家権力機関とロシア連邦主体の国家権力機関との間の管轄対象及び権限の区分条約の準備に関するロシア連邦大統領付置委員会の創設について」に関する大統領令が発せられた¹⁴⁾。その目的は、「ロシア連邦の連邦構造の憲法原則を実現し、連邦国家権力機関とロシア連邦主体国家権力機関の間の管轄対象及び権限の区分条約の準備に際しての相互活動と調整を確保するため」とされた。この目的遂行のために設置された委員会は、大統領令に付された「連邦の国家権力機関とロシア連邦主体の国家権力機関

реля 1997 г.: <http://transcript.duma.gov.ru/node/2779/> [31/03/2013])。その後、4月25日、法案は第三読会で採択されることになった (Государственная Дума. Стенограмма заседания 25 апреля 1997 г.: <http://transcript.duma.gov.ru/node/2769/> [31/03/2013])。

12) См. В. В. Иванов, указ. соч., стр. 48.

13) 1994年2月4日付連邦政府指令について、《Собрание актов Президента и Правительства Российской Федерации》. 1994. No. 6. Ст. 500.

14) 1994年7月20日付 РФ 大統領令について、《Собрание законодательства Российской Федерации》. 1994. No. 13. Ст. 1475.

との間の管轄対象及び権限の区分条約の準備に関するロシア連邦大統領付置委員会の創設規程」に基づき、C. シャフラーイ副首相を委員長とする42名の委員から組織された（彼が1998年7月にプーチン首相代行と交代するまで、ほぼ半数の連邦主体との間に条約が締結された¹⁵⁾。

権限区分条約案の作成作業にあたり、委員会が依拠すべき原則が明確にされたのが、1996年3月12日付 PΦ 大統領令「『ロシア連邦国家権力機関とロシア連邦主体国家権力機関の間の管轄対象及び権能の区分に関する作業手順、並びにロシア連邦国家権力機関とロシア連邦主体国家権力機関による自己の権能の一部行使の相互委譲に関する規程』の承認について」であった¹⁶⁾。この「規程」第4項によると、委員会は、条約作成作業にあたり、次の命題に依拠しなければならないとされた。

- ①連邦国家権力機関と連邦主体国家権力機関の間の管轄対象及び権能の区分原則は連邦法によって定められる。
- ②条約により区分されるのは、連邦国家権力機関と具体的な連邦主体国家権力機関の権能である。
- ③条約は、連邦主体の憲法上の地位を設定したり変更したりすることはできない。
- ④条約において、連邦憲法第71・72条各々の定めるロシア連邦の管轄対象やロシア連邦と連邦主体の共同管轄対象を除外したり再配分したりしてはならない。
- ⑤連邦条約の締結に参加しなかったり新たに創設された連邦主体との条約において、連邦憲法第72条に則したロシア連邦とロシア連邦主体間の共同管轄対象の完全列挙を含めることができる。
- ⑥条約において、具体的な連邦主体の地理的、経済的、社会的、民族的

15) См. В. Иванов, **Нормативный конституционно-правовой договор: теория и практика. К критике современной теории государства. М.: Территория будущего. 2008, стр. 171.**

16) 1996年3月12日付 PΦ 大統領令について、《Собрание законодательства PΦ》. 1996. No. 12. ст. 1058.

その他の特質に条件づけられた共同管轄対象を定めることができる。

これらから窺えることは、規程は、権限区分条約（の締結）それ自体の存在を認めただうえで、条約は憲法上の連邦と連邦主体の間の権限関係に抵触してはならず、しかもその規制は連邦法によるとしていることである。このように条約規制の方針（換言すれば、統一的法規制の方式）が具体的に示されたことの意義は大きいですが、И. レークシン（И. В. Лексин）も述べているように、それらが当事者によりもっぱら「勧告的」性格のものであると理解され、締結される条約に対して決定的な影響を与えるものとはならなかったことは、これら命題の実効性にかかわる問題として指摘されなければならない¹⁷⁾。

このことは、条約過程のいわば奔流を規制するための追加措置が出されたことから窺える。1996年11月25日付 РФ 大統領令「1996年3月12日付大統領令第370号で承認された『ロシア連邦国家権力機関とロシア連邦主体国家権力機関の間の管轄対象及び権能の区分に関する作業手順、並びにロシア連邦国家権力機関とロシア連邦主体国家権力機関による自己の権能の一部行使の相互委譲に関する規程』への修正導入について」がそれである¹⁸⁾。これによると、上記権限区分委員会は、新たに連邦主体立法の連邦憲法及び連邦法との一致（調整）を検査する機能を与えられ、そしてこの検査結果、すなわち連邦主体の憲法、憲章その他の法令の連邦憲法及び連邦法との合致が、条約作業開始のいわば前提（＝出発点）とされたのである。

17) См. Лексин И. В. Институт договора о разграничении компетенции: возможности и пределы применения в современной России. 《Право и власть》, No. 2, 2002, стр. 71. なお、この大統領令による権限区分作業手続き（＝権限区分に関する政府間協定）の遵守を監督する目的で、1998年2月2日に РФ 政府決定「連邦執行権力機関とロシア連邦主体執行権力機関の間の管轄対象及び権能の区分に関する協定の遵守に対する監督確保にかかる規程の承認について」が出された。

18) 1996年11月25日付 РФ 大統領令について、《Собрание законодательства РФ》. 1996. No. 49. ст. 5553.

この大統領令は、大統領選勝利による権力基盤の確保、チェチェン共和国との平和協定の締結による連邦崩壊の脅威の除去と相まって、権限区分条約締結作業を取り巻く状況を明らかに変化させることになった。確かに権限区分条約締結の流れは1997年以降も継続するが、たとえば、ロシア連邦の領土的一体性保障法（1998年2月20日連邦法律）、自立化する地方指導者の監督を意図した諸地域への大統領全権代表制度の導入（1997年7月9日付連邦大統領令）などに見られるように、1997年以降の連邦主体との権限区分条約の役割もしくは意義に一定の変化がもたらされたといえることができる¹⁹⁾。

こうした変化は、1998年2月のエリツィン大統領の年次教書「力を合わせてロシアの浮揚を」²⁰⁾において、条約に基づく連邦関係が連邦統一に際

19) В. Ивьянов (В. Иванов)によると、①上記権限区分委員会は連邦主体の憲法・憲章・法律の検査機能を付与され、②ある種の条約締結条件として、連邦主体の憲法・憲章その他の法令の連邦憲法・連邦法との合致が義務づけられ、③1997年以降、条約は政治的妥協の道具もしくは地位の均等化の道具から奨励形態へと役割・意義を変化させた (см. Иванов В. Внутри-федеративные договоры 1998 года: новые шаги в сторону индивидуализации федеративных отношений, 《Конституционное Право. Восточноевропейское Обозрение》, No. 2, 1999, стр. 48)。

20) 「年次教書」(Послание Президент Российской Федерации Федеральному собранию. Общим силам - к подъему России (О положении в стране и основных направлениях политики Российской Федерации) テキストについて, Послание Президент Российской Федерации Федеральному собранию. Общим силам - к подъему России (О положении в стране и основных направлениях политики Российской Федерации): <http://bestpravo.ru/fed1998/data08/tex25026.htm> [31/03/2013]. (邦訳、『ロシア東欧貿易調査月報』, 1998年2月号, 10-56頁). この基調は、エリツィン大統領が翌年3月30日に議会で行った「年次教書」教書(「時代の画期にたつロシア(国内情勢及びロシア連邦の諸政策の基本方針について)」)演説にも見られる。すなわち、彼は、連邦中央—地方間の権限区分のプロセスが未完成にある中で統一的に規制する連邦法の不存在とその欠缺の条約による補填を指摘し、条約に向けられた批判を考慮しつつ連邦憲法・連邦法体系のもとでの条約規制の必

して果たした意義を踏まえたとえで、連邦関係をより効果的に調整する「梘子」をつくる必要性が強調されたように、連邦中央と連邦主体との条約に基づく連邦関係それ自体が問題視されるようになっていくのである²¹⁾。また、同年7月2日付ロシア連邦大統領令により、上記大統領付置権限区分条約準備委員会委員長にプーチン大統領府第一副長官がそれまで務めていたС. シャフラーイに代わって就任したが、これは、権限区分条約作業の実質的責任者であり推進役でもあった С. シャフラーイの事実上の更迭であるとともに（委員にも止まらなかった）、新たな連邦関係の構築、そして権限区分条約の新たな法規制に向けた布石ということが出来る（委員長交代の後新たな条約締結が行われなくなったことは、決して偶然ではなかった）。この点は、同年11月19日、O. スィスーエフ（O. Сысуев）大統領府副長官が、連邦中央—地方関係の新たな段階を示唆する中で権限区分条約について否定的な姿勢を示したことから窺える²²⁾。

こうして、大統領令による条約規制に代わって、連邦法による条約規制のメカニズムがつくられていくことになる。

要性を述べたからである。教書演説について、см. 《Российская газета》, 31 марта 1999, No. 60, стр. 3-6. また邦訳について、『ロシア東欧貿易調査月報』, 1999年3月号, 59-119頁。

21) 連邦主体との権限区分条約については、法的観点において、この種の法的行為の連邦国家における法源としての本質如何、条約規定と連邦憲法及び（もしくは）連邦法律の規定との優先性如何、あるいは法技術的性格の問題といった、様々な問題をはらんでいることが指摘されている。См. Н. А. Петрова и С. В. Чердаков, К вопросу о договорной практике регулирования федеративных отношений в Российской Федерации, в кн. Договор в публичном праве. Сборник научных статей. М.: Волтерс Клувер. 2009, стр. 44.

22) См. 《Известия》, 21 ноября 1998 г.

4. 連邦法による規制（1999年の2つの連邦法）

1994年以降相次いで締結された連邦中央と個別連邦主体との間の権限区分条約は、前述したように、一連の大統領令の規制下に置かれたとはいえ、進行する条約締結過程から生ずる様々な問題を解決するには不十分であったことは否めない。これについては、条約過程をともかくも法規制下に置くことが第一義と考えていた連邦指導部の規制のあり方にも一因があり、あり得べき連邦中央と連邦主体との連邦関係を統一的連邦法圏のもとで規制するという観点での条約規制といった、より広い視野での条約規制メカニズムを構築することが必要であった。そのためには、前述した一旦は頓挫した権限区分の原則や手続きに関する連邦法が制定されねばならなかった。その場合にも、エリツイン政権が、前述した1998年2月の年次教書に窺えるように、1994年以降の条約過程は肯定的に理解されていること、法規制はあくまでもこの過程の仕上げである、ひいてはそのことで連邦が強化維持される、との認識をもっていたことに注意しなければならない。

連邦中央と地方との連邦関係の見直しに基づく権限区分条約規制あるいは権限区分条約の連邦憲法・連邦法に即した条約規制の立法化の試みは、エリツイン大統領再選後の1997年から改めて本格的になされるようになったが、今回も制定に至るまでには紆余曲折があり、この種の問題の根深さ・複雑さを示すこととなった²³⁾。

23) 法案採択までの経緯については、注(9)参照。なお1997年3月の連邦議会での教書演説において、エリツイン大統領は、「連邦中央とロシア連邦各主体との間の共同管轄対象の法令上の区分の不明瞭さ、相応する権能の財政的基盤の曖昧さが、相異なるレベルで採択される決定の経済的、政治的結果に対する責任の境界を『浸食』しつつあり、「その結果、国の法空間の統一が破壊され、連邦権力機関とロシア連邦各主体の権力機関双方の活動効率が低下し、機熟した社会・経済改革にブレーキがかかり、大多数の人々の生活水準が悪化している」、また「管轄対象及び権能の区分に関する条約の調印を連邦主体の法令

立法過程について概観すると、前述したように、「ロシア連邦国家権力機関とロシア連邦主体国家権力機関との管轄対象・権能の区分についての原則及び手続きに関する」連邦法律案（全5章32条）は、1997年4月25日の国家会議で採択され、連邦会議の審議に付されることになった²⁴⁾。しかし、連邦会議は、5月14日の会議でこれを却下するとともに、調整委員会の設置を国家会議に提案した²⁵⁾。調整委員会の作業はその後ほぼ半年にわ

がロシア連邦憲法及び連邦法令に合致しているかどうかの鑑定実施に条件づけるという課題がすでに与えられている。この条件を絶対に遵守しなければならない。／政府は近いうちに連邦各主体の憲法及び憲章の基本的欠陥を明らかにし、整理し、憲法裁判所への審査請求を準備する必要がある。」とも述べて、統一連邦法圏のもとでの権限区分条約の連邦法規制を強調した（**см. Послание Президента России Бориса Ельцина Федеральному Собранию РФ: «Порядок во власти - порядок в стране»** :<http://www.intelros.org/lib/elzin/1997.htm> [31/03/2013]. 邦訳について、『ロシア東欧貿易調査月報』、1997年3月号、31頁、33頁参照）。

- 24) **Стенограмма заседания 25 апреля 1997 г.** :<http://transcript.duma.gov.ru/node/2769/> [31/03/2013]. なお、**М. Губогло (М. Н. Губогло)**によれば、この法律は、連邦制の新たな、すなわち条約的段階の端緒となり（それは、憲法の規定する非対称的連邦原則を掘り崩すことになる）、①合憲性原則（如何なる法令、条約・協定も連邦憲法の規定する 共同管轄対象及び連邦主体管轄対象を再配分したり排除したりすることはできない）、②連邦憲法・連邦法の至高性原則（あらゆる条約・協定よりも優越する）、③連邦主体の同権性原則（連邦主体は管轄対象及び権能の区分に関して同権である）、④連邦主体の権利・利益の制限は許されないという原則、⑤ロシア連邦の利益を調整するという原則、⑥条約・協定の締結の自発性の原則、⑦権能行使の際の当該執行機関への物的等の資源の保証の原則、⑧条約・協定締結の公開性の原則といった一連の原則を含むものであった（彼は、これらのうち①～③を急進的な原則と見なした）**См. М. Н. Губогло, Федерализм власти и власть федерализма власти и власть федерализма. в кни. Федерализм власти и власть федерализма. М. 1997, стр. 142-144.**
- 25) **Совет Федерации. Стенограмма двадцатого заседания Совета Федерации. 14-15 мая 1997года. М., 1997, стр. 100-105:** <http://www.council.gov.ru/files/sessionsf/report/20070523173214.doc> [31/03/2013]. 会議は、法案

たり続けられ、11月14日の国家会議に調整委員会案が提出され採択された²⁶⁾。しかし、12月3日、連邦会議はこの調整案を却下し、改めて調整委員会の設置を提案した²⁷⁾。これに対して、12月24日、国家会議も調整委員会設置を決定し、委員会は再度の調整案作成作業に入った²⁸⁾。この作業は、1998年秋の経済危機及びそれに続く首相の短期間での相次ぐ交代といった事情も重なり、一年以上にわたり続けられた。

国家会議が調整委員会編集の法律を採択したのは、1999年2月12日のことであった²⁹⁾。2月18日、連邦会議もこれを承認した³⁰⁾。しかし、エリツイン大統領は署名のために送られてきたこの法律を拒否して、議会に差し戻した。これを受けて、3月12日、国家会議は、大統領による管轄対象及び権能の区分の原則及び手続き法の拒否と関連した特別委員会を創設し³¹⁾、6月4日、大統領の提案を考慮した管轄対象及び権能の区分につい

提出者のА. Сичёв (А. П. Сычев) 議員の趣旨説明を聞いた後、質問もなく直ちに採決に入り、出席者178名中、賛成23名 (12.9%)、反対98名、棄権5名、無投票52名で、賛成者が出席者数の過半数に達しなかったため、法案は却下 (否決) された。

26) Государственная Дума. Стенограмма заседания 14 ноября 1997 г.: [http://transcript.duma.gov.ru/node/2668/\[31/03/2013\]](http://transcript.duma.gov.ru/node/2668/[31/03/2013]).

27) 投票結果は、出席者178名中、投票者数122で、うち賛成73票 (41.0%)、反対45票、棄権4票、無投票者56であった。賛成者が出席者総数の過半数に達しなかったため否決された。Совет Федерации. Стенограмма двадцать шестого заседания Совета Федерации 3 декабря 1997 года: <http://www.council.gov.ru/files/sessionsf/report/20070420120631.DOC> [31/03/2013].

28) Государственная Дума. Стенограмма заседания 24 декабря 1997 г.: <http://transcript.duma.gov.ru/node/2644/> [31/03/2013].

29) Государственная Дума. Стенограмма заседания 12 февраля 1999 г.: <http://transcript.duma.gov.ru/node/2419/> [31/03/2013].

30) 投票結果は、出席者数178名中、投票数137で、うち賛成119票 (66.9%)、反対17票、棄権1票、無投票41であった。Совет Федерации. Стенограмма двадцать шестого заседания Совета Федерации 3 декабря 1997 года: <http://www.council.gov.ru/files/sessionsf/report/20070404165935.DOC> [31/03/2013].

ての原則及び手続きに関する法律を採択した（連邦会議も6日にこれを承認した）³²⁾。かくして、6月24日、待望の連邦法律（第119-Φ3号）「РФ国家権力機関とРФ主体国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分の原則及び手続きについて」が制定された³³⁾。10月6日には、連邦法律（第184-Φ3号）「ロシア連邦主体立法（代表）国家権力機関組織化の一般原則について」が、同じく難産の末に制定された³⁴⁾。

それでは、これら2つの連邦法において、連邦中央と連邦主体との権限関係は如何に規制されることになったのであろうか。

全5章32か条の体系を有する6月24日法は、初めて「管轄対象 предмет ведения」、「権能 полномочие」、「権限 компетенция」といった概念を次のように定義したことで注目される（第2条）。すなわち、「ロシア連邦の管轄対象とは、その規制がロシア連邦憲法によってもっぱらロシア連邦の権限に対してなされることの社会関係の領域である」

31) Государственная Дума. Стенограмма заседания 12 марта 1999 г.: <http://transcript.duma.gov.ru/node/2405/> [31/03/2013].

32) Государственная Дума. Стенограмма заседания 4 июня 1999 г.: <http://transcript.duma.gov.ru/node/2351/> [31/03/2013]. 連邦会議について、Совет Федерации. Стенограмма сорок восьмого заседания Совета Федерации 9 июня 1999 года: <http://www.council.gov.ru/files/sessionsf/report/20070326151004.DOC> [31/03/2013].

33) Федеральный закон. О принципах и порядке разграничения предметов ведения и полномочий между органами государственной власти Российской Федерации и органами государственной власти субъектов Российской Федерации. 《Собрание законодательства РФ》. 1999. No. 26. ст. 3176. 邦訳について、樹神成訳・解説、「『ロシア連邦国家権力機関とロシア連邦構成主体の国家権力機関との間の管轄事項及び権能の区分の原則及び手続きについて』の連邦法律」『ロシア・ユーラシア経済調査資料』, No. 811, 27-37頁。

34) Федеральный закон. Об общих принципах организации законодательных (представительных) и исполнительных органов государственной власти субъектов Российской Федерации. 《Собрание законодательства РФ》. 1999. No. 42. ст. 5005.

（第2条第2項）。また、「国家権力機関の権限とは、ロシア連邦憲法により定められ、かつロシア連邦憲法に従いロシア連邦主体憲法（憲章）によって採択された管轄対象にかかる国家権力機関の権能の総体である」（同第4項）。そして、「国家権力機関の権能とは、法令の採択、同じくその他の国家的-権力的作用の行使に対する国家権力機関の権利及び義務である」（同第5項）。要するに、国家機関の「権限とは管轄対象に対する権能の総体である」という概念関係が明確にされたのである。このように明確にされたことは、その後の学問上及び実務上の活動において大きな意義を有したが、この法が2003年7月に失効したことによってこれら概念上の関連は改めて曖昧になった³⁵⁾。

また、条約（及び協定）の締結、管轄対象及び権能の区分にかかわる原則が7項目にわたり以下のように規定されたことも注目される（第3条～第10条）³⁶⁾。

- ①合憲性原則（連邦管轄及び共同管轄の区分（配分）または再区分（再配分）における合憲性の遵守；連邦主体の地位変更，市民の憲法上の権利・自由の制限，連邦の国家的一体性の侵害及び連邦の国家権力体系の統一の侵害をもたらすような条約（及び協定）の締結の禁止）
- ②連邦憲法・連邦法の最高性（条約（及び協定）の規程と連邦憲法及び連邦法との規定が抵触する場合，後者の効力が優先する）
- ③権限区分に際しての連邦主体の同権性（連邦主体は，条約の準備，締結を含む権限区分に際して平等である）
- ④連邦主体の権利・利益の制限の禁止（ある連邦主体と連邦との権限区

35) 「権限」，「管轄対象」及び「権能」の3概念をめぐる議論について，**см. В. А. Черепанов, Федеративная реформа в России. М.: Издательство «Социально-политическая мысль», 2007, стр. 745-80.**

36) なお，**И. Лексин**は，これらの原則を条約（協定）の新たな法的基礎としてのもっともラディカルな点として説明している。**См. И. В. Лексин, Институт договора о разграничении компетенции: возможности и пределы применения в современной России. «Право и власть», No. 2, 2002, стр. 72.**

ロシア連邦—ロシア連邦主体間の条約関係の法規制について

分に際して、他の連邦主体の権利・利益を損ねてはならない)

- ⑤連邦の利益と連邦主体の利益の一致（条約（及び協定）の締結過程において、ロシア連邦とロシア連邦主体の利益を調整する）
- ⑥締結の自発性（条約（及び協定）は、自発性の原則に基づいて行う）
- ⑦資源保障（権限区分に際して、関係国家機関が自らの権能を実現するうえで必要とする財政的、物的—技術的資源その他の資源をこれら国家機関に保障する問題を解決する）
- ⑧締結の公開（条約（及び協定）の準備及び締結は公開で行う）。

これらの原則から明らかなのは、連邦統一法圏のもとでの条約の合憲性や連邦利益と連邦主体利益の一致・調整が強調されたことである。とくに、第4条は「ロシア連邦憲法及び連邦法の最高性」の見出しのもとに、「条約及び協定の規定がロシア連邦の管轄対象及び共同管轄に関して適用されるロシア連邦憲法、連邦憲法律及び連邦法の規定に抵触する場合、ロシア連邦憲法、連邦憲法律及び連邦法の規定が効力を有する」と規定した。これは、改めて第32条において、連邦法、連邦主体法律、条約（及び協定）を3年以内に本法に対応させることが求められた。ここでは、既存の条約（協定）についても見直し（連邦法制との対応）が求められたこと（それも3年以内という期限付きで）が重要な意味をもった（同法が2003年7月4日連邦法律（第95-Φ3号）「連邦法律『ロシア連邦主体立法（代表）国家権力機関組織化の一般原則について』への修正・補足の導入について」の採択に伴い失効した後、現在では、連邦法と条約の規範的効力関係は、上記2003年7月4日連邦法律（第95-Φ3号）第26条の7により規制されることになる）。

この法律の内容上の核となるのが、条約（及び協定）の締結手続きを定める第3章である。ここで注目すべき点は、条約における共同管轄対象の具体化に際して連邦主体の「ロシア連邦主体の政治的、経済的、社会的、地理的、民族的、及びその他の特質 [осовенность]」が考慮されるとしていることである（第14条第2項）。この「特質」はここでは共同管轄の設定要件とされているが、後に、条約それ自体の締結要件とされることに

なるからである。

そして最後に注目すべき点は、既存の条約及び協定について、本連邦法発効の日から3年以内に適合されなければならないと定めた点である（第32条第2項）。これは、実質的には、既存条約及び協定の見直しを不可避にするものであり、結果的には、主として条約の破棄を想定するものとなった。

こうした内容の法は、当時如何に評価されたのであろうか。O. クリーンチェンコ（O. M. Кулинченко）は、法は、「連邦の諸レベルの間での統一権力の機能分割の原則を実現することにより、ロシア連邦憲法及び連邦法律「……管轄対象及び権能の区分の原則及び手続きについて」は、連邦主体に対して、共同管轄対象にかかわる社会関係の立法規制の広範な領域を付与する」と述べて、これを肯定的に評価した³⁷⁾。

10月6日法は、上記6月24日法とは異なり、権限区分条約に関して、第1条第5項において「ロシア連邦国家権力機関とロシア連邦主体国家権力機関の間の管轄対象及び権能の区分は、ロシア連邦憲法、管轄対象及び権能の区分に関する連邦条約、並びにロシア連邦憲法及び連邦法に基づき締結されたその他の条約によって実現される」と定める一方、立法（代表）機関に対する条約の締結及び破棄の承認権能（第5条第2項3項）の付与、また最高執行国家権力機関に対する「連邦法に従い、連邦執行権力機関と管轄対象及び権能の区分に関する条約、並びに自らの権能の一部の行使の相互委任に関する協定を締結する」権能（第21条第2項ж号）の付与、さらに最高役職者（共和国であれば大統領、州であれば知事）の締結された条約及び協定への署名権能（第18条第7項a号）、を定める規定をもつにすぎない。上記第5条第2項の規定も、連邦憲法第11条第3項に則

37) С м. О. М. Кулинченко, Разграничение предметов ведения и полномочий между законодательной властью Российской Федерации и законодательной властью республик в составе федерации в кн. Конституционно- правовая реформа в Российской Федерации. Сборник статей . М.: ИНИОН РАН, 2000, стр. 119-120.

した内容をなすにすぎない（なお、連邦憲法第11条第3項も含む10月6日法の合憲性について、連邦憲法裁判所は、2000年6月7日の決定³⁸⁾において、ロシア連邦憲法第11条第3項は、管轄対象及び権能の区分に関する連邦条約及びその他の条約はロシア連邦憲法に適合していなければならず、それ故、これらの条約によってなされるあらゆるロシア連邦主権の制限もしくは分割は排除されることを意味していると述べたうえで、ロシア連邦憲法第11、76、77及び78条、連邦憲法律及び連邦法、並びにロシア連邦主体憲法（憲章）、法律その他の規範的法令との関連でのロシア連邦憲法第71条の意味するところにより、ロシア連邦憲法が定めたロシア連邦の管轄対象及び関係する連邦執行権力機関の権能を条約、協定によって委任したり、削除したり、もしくは別の方法で再配分したりすることはできないとした）。この法律が条約規制の主要立法の一つとなるのは、上述で触れた2003年7月4日の改正において6月24日法をいわば取り込むかたちで行われて以後のことである。これら2つの連邦法が制定されたことにより、連邦憲法及び連邦法による権限区分条約に対する法規制の枠組みがとりあえず設えられたことは、大きな意義を有したといえる³⁹⁾。このことについて、たとえば、B. ルイーセンコは、本法と後述の1999年10月6日法と併せて以下の点が可能となったと評価した⁴⁰⁾。すなわち、①中央及び地方と

38) Постановление Конституционного Суда РФ от 7 июня 2000 г. N 10-П “По делу о проверке конституционности отдельных положений Конституции Республики Алтай и Федерального закона “Об общих принципах организации законодательных (представительных) и исполнительных органов государственной власти субъектов Российской Федерации”. 《Собрание законодательства Российской Федерации》, 2000. No. 25. Ст. 2728.

39) И. コニューヴァは、6月24日及び10月6日の2つの法により、「連邦構造の法律原則の統一化、社会関係の規制における連邦法の役割の向上」の傾向が始まったと評価する。См. И. А. Конюхова, Современный российский федерализм и мировой опыт: итоги становления и перспективы развития. М.: ОАО «Издательский дом “Городец”». 2004, стр. 247.

40) См. Владимир Лысенко, Федерация в начале XXI века, 《Независимая

の間の管轄対象及び権能の区分についての強力なメカニズム、②地方との条約及び協定に対する連邦法の優位の強化、③地方の執行権力の指導者のみならず地方立法議会及び連邦会議の指導者の参加を伴う中央及び地方との間の条約及び協定の準備及び採択の民主主義的手続きの導入、④連邦主体に対してかつて連邦中央と締結した条約及び協定を当該連邦法と3年以内に適合させることの義務付け、⑤連邦憲法及び連邦立法に合致しない条約及び協定を延長しない権利を連邦大統領及び政府への付与、⑥連邦主体の立法及び執行権力機関の間の関係を調整しかつ均衡をはかること、⑦連邦主体の指導者は三選されることはないという憲法命題の地方に対する義務付け、の6点である。

しかし、その実態は、H. ヴァルラモーヴァが指摘するように、「それ[一本法]を採択したときから、如何なる管轄対象・権能区分条約も締結されなかった（今後もしされないであろう）。連邦関係規制のもっとも効果的かつ柔軟な制度は、最初は拙くかつ破壊的に利用され、それから簡単に投げ捨てられた」体のものであった⁴¹⁾。すなわち、法に則して条約に基づく連邦関係の健全な発展が図られるのではなく、事実上は条約否定（＝破棄）が指向されたのである。来たるべき国家会議選挙・大統領選挙に向けたキャンペーン、議会による大統領弾劾、さらには大統領と地方との友好から対立への転換など、この間の政治状況を併せて考えるならば、1999年の2つの規制立法が持つとされる条約規制法としての実効性については疑問なしとしない⁴²⁾。

газета》, 11 апреля 2000 г.: <http://www.ng.ru/printed/6678> [31/03/2013].

41) См. Н. В. Варламова, **Современный российский федерализм: конституционная модель и политико-правовая динамика**. М.: Институт права и публичной политики. 2001, стр. 32-33.

42) См. В. Иванов, **Нормативный конституционно-правовой договор: теория и практика**. М.: Территория будущего, 2008, стр. 202. В. Йヴァーノフは6月24日法の非実効性について述べているが、その主張は10月6日法にも、要するに1999年の2つの規制法で構築された規制メカニズムについてもいえることである。

5. おわりに

以上見てきたように、1999年の2つの連邦法による権限区分条約規制は、条約内容及び締結プロセスに一定の歯止めをかけるという意味で一応の成果をあげたといえることができる。しかし、それは連邦中央にとっては、既存の条約による連邦関係を前提にしたうえで、基本的には新たな条約（及び協定）締結を規制するものであるかぎり、根本的な問題解決にはほど遠いものであった。ここでいう「根本的な問題解決」とは、連邦中央—連邦主体関係を抜本的に見直して前者に優位な関係を構築することにより強いロシア（=集権的な連邦）を創出することを意味する。これこそ、2000年にエリツィン政権を引き継いだプーチン政権の焦眉の課題となった。一連の連邦改革の一環としてなされたこの問題解決の試みにおける要諦こそは、上記個別権限区分条約の「見直し」であった（いうまでもなく、1994年2月のタタルスタン共和国との条約もその対象とされた）。この見直しは、新たな連邦構想に即した条約に基づく連邦関係から連邦法に基づく連邦関係への転換をもたらすことになるであろう。この問題の検討は、次の課題とする。

【付表：連邦主体との個別権限区分条約】

締結日	条約名称
1994.02.15	ロシア連邦国家権力機関とタタルスタン共和国国家権力機関との間の管轄対象の区分及び権能の相互委譲について
1994.07.01	ロシア連邦国家権力機関とカバルダ-バルカリーヤ共和国国家権力機関との間の管轄対象の区分及び権能の相互委譲について
1994.08.03	ロシア連邦国家権力機関とバシコルトスタン共和国国家権力機関との間の管轄対象の区分及び権能の相互委譲について
1995.03.23	ロシア連邦国家権力機関と北オセチヤ共和国-アラニヤ国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1995.06.29	ロシア連邦国家権力機関とサハ（ヤクーチヤ）共和国国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1995.08.25	ロシア連邦国家権力機関とブリヤート共和国国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1995.10.17	ロシア連邦国家権力機関とウドムールチヤ共和国国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1996.01.12	ロシア連邦国家権力機関とカリーニングラード州国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1996.01.12	ロシア連邦国家権力機関とスヴェルドローフスク州国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1996.01.30	ロシア連邦国家権力機関とクラスノダール地方国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1996.01.30	ロシア連邦国家権力機関とオレンブルグ州国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1996.03.20	ロシア連邦国家権力機関とコーミ共和国国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1996.04.24	ロシア連邦国家権力機関とハバーロフスク地方国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1996.05.19	ロシア連邦国家権力機関とオムスク州国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1996.05.27	ロシア連邦国家権力機関とイルクーツク州及び同州を構成するウスチ-オールドウインスキー・ブリヤート自治管区の権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1996.05.27	ロシア連邦国家権力機関とチュヴァーシヤ共和国国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1996.05.29	ロシア連邦国家権力機関とサハリーン州国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について

ロシア連邦—ロシア連邦主体間の条約関係の法規制について

1996.05.31	ロシア連邦国家権力機関とペールミ州及びコーミ-ペルミヤーク自治管区国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1996.06.08	ロシア連邦国家権力機関とニジニ・ノヴゴロド州国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1996.06.11	ロシア連邦国家権力機関とロストーフ州国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1996.06.13	ロシア連邦国家権力機関とサンクト-ペテルブルグ連邦直轄市国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1996.06.13	ロシア連邦国家権力機関とレニングラード州国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1996.06.13	ロシア連邦国家権力機関とトヴェーリ州国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1996.11.29	ロシア連邦国家権力機関とアルターイ地方国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1997.07.04	ロシア連邦国家権力機関とブリヤーンスク州国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1997.07.04	ロシア連邦国家権力機関とヴォーログダ州国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1997.07.04	ロシア連邦国家権力機関とマガダーン州国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1997.07.04	ロシア連邦国家権力機関とサラトフ州国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1997.07.04	ロシア連邦国家権力機関とチェリヤビンスク州国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1997.08.01	ロシア連邦国家権力機関とサマーラ州国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1997.10.30	ロシア連邦国家権力機関とアーストラハン州国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1997.10.30	ロシア連邦国家権力機関とムールマンスク州国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1997.10.30	ロシア連邦国家権力機関とウリヤノフスク州国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1997.10.30	ロシア連邦国家権力機関とヤロスラーヴリ州国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1997.11.01	管轄対象及び権能の区分について [クラスノヤールスク地方+タイムィール (ドルガーノーネネツ) 自治管区及びエヴェーンキ自治管区]

1998.05.20	ロシア連邦国家権力機関とアムール州国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1998.05.20	ロシア連邦国家権力機関とヴォーロネジ州国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1998.05.20	ロシア連邦国家権力機関とイヴァーノヴォ州国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1998.05.20	ロシア連邦国家権力機関とコストロマー州国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1998.05.20	ロシア連邦国家権力機関とマリー・エル共和国国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について
1998.06.16	ロシア連邦国家権力機関とモスクワ連邦直轄市国家権力機関との間の管轄対象及び権能の区分について

On the Legal Regulations of Treaties between Russian Federation and Its Subjects

Suekichi KOSUGI

Summary

This article presents an analysis of legal regulations of treaties on the division of authorities and powers among State government bodies of the Russian Federation between Russian Federation and its subjects which were adopted by the Yel'tin government after the conclusion of 1994 treaty between Russian Federation and Republic of Tatarstan.

Three issues are took up and examined. That is, first, the process of the treaties in 1994 ~ 1998, second, a series orders of President of Russian Federation which were adopted in order to regulate those treaties, and last, federal laws of 1999 which were first regulatory legislations.

As a result of examining these issues, it became clear how the legal mechanism of regulating the treaties had been working. And we are able to get some key to understand the problem how and why Tatarstan concluded the new treaty on division of powers with Russian Federation in 2007.